

東京都立図書館協議会 第31期第2回定例会議事録

令和5年11月30日（木）
オンライン開催（都立中央図書館4階第3研修室）
午後2時00分～午後4時00分

出席者名簿

委員

松永今日子委員 竹内道則委員
坂本真樹委員 新保史生委員
寺田麻佑委員 野末俊比古委員
野村敦子委員 松本直樹委員
村井麻衣子委員 山田麗奈委員
吉澤健仁委員

(欠席者)

小黒仁史委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長 資料管理課長 情報サービス課長
地域教育支援部長 地域教育支援部社会教育施設調整担当課長

事務局

企画経営課企画経営総括担当 企画経営課企画経営担当

配布資料

- 資料1 30期提言と生成系AI (松本委員資料)
- 資料2 図書館における個人情報・プライバシーの保護 (新保委員資料)
- 資料3 令和4年度都立図書館自己評価
- 資料4 第31期東京都立図書館協議会について
- 資料5 第31期協議会協議スケジュール案

東京都立図書館協議会第31期第2回定例会

令和5年11月30日（木）

午後2時00分開会

【企画経営課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第31期第2回東京都立図書館協議会を開会いたします。

私は、本日司会進行を務めます、都立中央図書館管理部企画経営課長の白濱でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、配付資料の確認、情報公開、本日の次第等についてご説明いたします。

配付資料につきましては、事前に事務局から次第の配付資料一覧に掲載している資料をお送りしております。不足等がございましたら事務局から送付いたしますので、チャットにご記入ください。

本日は小黒委員が欠席です。本協議会は委員の半数以上の出席をもって成立となりますため、定足数を満たしており、会は成立しております。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を伏して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等に公開いたします。

また、本日の会につきまして、記録のためMicrosoft Teamsのレコーディング機能で録画等をしております。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、本日の流れについてご説明いたします。次第をご覧ください。

本日は、議事として2点予定しております。

1点目は、松本委員と新保委員からそれぞれご報告いただき、ご報告内容を基に皆様にご協議いただく予定となっております。

2点目は、令和4年度東京都立図書館自己評価についてご報告し、ご意見をいただくことになっております。

これからの議事進行につきましては、野末議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【野末議長】 それでは、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元の次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日は、松本委員と新保委員からご報告を予定しているところですが、その前に報告に関する今後の定例会の進め方について、事務局からご提案をいただきたいと思いますので、事務局からご説明をお願いします。

【企画経営課長】 資料4「第31期東京都立図書館協議会について」をご覧ください。

4「協議の方法」でございます。「協議内容に応じ、委員の知見を披歴する場を設ける」に関するご提案です。

第3、第4回定例会につきましては、委員名簿で学識経験者の区分としている委員の方からそれぞれ専門分野を踏まえたご報告をお願いしたいと考えています。その際、各回のご報告者へあらかじめ確認をした上で事前に質問を受け付けることを想定しております。事前質問を受け付ける場合、定例会3週間前を目途に委員の皆様へ定例会での委員報告資料とともに事前質問の依頼を送りするイメージでございます。

説明は以上です。

【野末議長】 今回もそのようにさせていただいたところですが、事前に報告の内容をご紹介いただいて、その時点でご質問があれば承って、それについても当日お答えいただくということです。もちろん事前のものがなければ当日のやり取りでももちろん差し支えはないということでございます。

このことについて、皆さん、ご意見、ご質問はございますか。大丈夫ですか。

では、事務局のご提案に沿って今後も定例会を進めてまいりたいと思います。第3回、第4回はそのように進めてまいりたいと思います。

それでは、委員からの報告に移りたいと思います。

まずは、松本委員からお願いいたします。

一応、確認だけしておきますと、前の期の協議会において、都立図書館はDXを推進していくという方向性が示されたので、今期我々の期の協議会においては、DXの推進に当たっての課題を各委員の皆さんのご専門から、課題として現状を確認した上でどんな課題が考えられるかということと、それに対する方策についても考えていくということでご報告をいただき、それについて質疑応答、討論をしながら進めていくというスタイルを取っているということです。

といったところで、そろそろ。

【松本副議長】 それでは、話をさせていただきます。

慶應義塾大学文学部の松本です。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、この前の期になります30期の提言と、それからほんの少しだけ生成系AIの話を見せていただこうと思っております。

最初に30期提言の概要です。今日の話は、主にこちらになります。

しかしながら、今日お話しするのは、かなり限定的なことになります。ウェブページ、URLも書いてありますが、提言は公開されておりますので、ぜひ皆さんでもご覧いただきたいと思っております。表紙と目次をスライドに載せてあります。

最初に「検討の背景」です。近年、政府でデジタル化あるいはDXについて、非常に活発に議論がされています。ここに書かれているような方針であったり、あるいは計画であったり、そうしたものが示されております。

提言には載せてありませんが、去年は「デジタル田園都市国家構想」総合戦略が出されております。こういった中ではIT基本法の見直しであったり、デジタル庁の設置であったり、あるいは国や地方自治体のデジタルガバメントの在り方であったりについて、様々な政策が計画化されています。

東京都においては、『未来の東京』戦略」というものがありまして、ここでは基本戦略の1つとして「デジタルトランスフォーメーション（DX）で『スマート東京』を実現」ということなどを定めています。

下は、提言で書いた文章です。ちょっと読みますと「都民の様々な課題を解決するツールとしてDXがある。東京都が進める政策推進に当たり、先端技術を積極的に活用することで都市全体をスマート化。すべての人が快適に暮らし働くことができる社会を築く」と書いています。こういった『未来の東京』戦略」が示されていて、この方向性に今回の提言も沿ったものであるということです。

次のスライドに行ってください。これは教育庁でやっていることかと思えますけれども、「都立図書館在り方検討委員会」がありまして、2021年に最終報告を出しております。そこで3点ほど指摘がありまして、こちらがその概要を示したものです。左下を見ていただくと、都立図書館の現状と課題が書かれております。

課題では「AI時代への対応の遅れ」とか、あるいは「来館サービスへの偏重」とか「情報の創造・発信が不十分」であるといったことが示されております。

DXとも密接に関わることが課題として出されております。右へ行ってしまうと、「新しい機能の検討」という、真ん中より少し上のところから3点示されていて、例えば1つ目では「デジタル技術を駆使したサービスの充実」であるとか、あるいは「デジタル資料を含

む特色あるコレクション・利用促進」、こういったこともうたわれているということです。

これは我々の提言の少し前に出たものですが、こうした方向性も示されているというのが背景としてあります。

「DXの定義と提言の全体像」ですが、DXの定義としてよく知られているものをここでは2点示してあります。

エリック・ストルターマン氏は研究者ですが、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」がDXであると言っています。かなり広い定義です。日本のものとして、ここに経済産業省の定義を載せてあります。企業あるいは行政をデジタル化、DX化していろいろ業務を効率化したり、最後に書いてありますけれども競争上の優位性を確立するとか、そういったことが強調されています。

提言では、DXと「デジタイゼーション」、あるいは「デジタルライゼーション」の言葉を整理しております。

「デジタイゼーション」というのは、物質的な情報をデジタル形式に変換することです。

「デジタルライゼーション」は、もう1歩進んで、組織のビジネスモデル全体を一新する、ということで「デジタイゼーション」を前提にさらに業務プロセスをより効率的にする、そういうイメージかなと思います。

こういったものに対してDXといったときには、「旧弊を打破し」と書いてありますけれども、破壊的ともよく言われたりしますが、そうしたものをもたらすイノベーションを起こすものがDXだと捉えられているということです。

提言はDXのことももちろんそうですけれども、「デジタイゼーション」あるいは「デジタルライゼーション」と関わりのあることも含めて載せてあります。

つぎに「30期提言で目指す図書館像」を次のように設定しております。

目標は「いつでも」、図書館は開館しているときしか使えないのが一般的ですが、「いつでも」。「どこでも」、東京都といっても島嶼部もありますし、都立図書館から遠い所もあるということで、「どこでも」。そして「誰でも」、図書館が持つ様々な障害といひましょうか、そうしたものににかかわらずあらゆる人が、DXの力で利用できる、そうした図書館を目指そうというのが目標です。

2つの側面から検討いたしました。1点目は「図書館におけるDXによる利便性向上」ということで、「あらゆる領域をターゲットに検討」というものです。

もう1つは「利用者の変化に応じたサービス」ということで、ある程度利用者を絞って、

あるいは想定して、そうした人たちにどういったサービスを提供するかということを検討しました。しかしながら、本日は「図書館におけるDXによる利便性向上」に焦点を当ててご報告したいと思っております。

「提言の全体像」としてはスライドのようになっております。「いつでもどこでも誰でも利用できる図書館」を目標として、1つは左側にある「図書館におけるDXによる利便性向上」、そしてもう1つは「利用者の変化に応じたサービス」です。今日はこの赤枠の6つの柱、それも全てではないですけれども、お話をしていきたいと思えます。

つぎに「提言の内容」ということになります。

最初の柱は「サービスのDX」ということで、概要は「DXの推進により、都立図書館の既存のサービスを変革し、同時に新しいサービスを開発していく」ということです。この柱には4つの施策がありますけれども、今日はオレンジで示した2つに絞ってお話をします。

最初は「レファレンスサービスのDX」です。都立図書館はレファレンスサービスが非常に重要なサービスの柱となっております。対面もやっていますし電話もやっています。ウェブフォームもやっておりますが、それに加えてさらにSNS、チャットボットを活用してということも考えられるのではないかと。また、さらにAIを活用したレファレンス支援も考えられるのではないかとということです。

2点目は「自宅からコレクションに出会う」ということで、都立図書館では蔵書が200万冊以上あります。しかしながら、開架には30数万冊しか出ておりませんので、全ての資料はなかなか開架スペースで見ることができません。それを仮想空間上で見られるようにするといったことも、一部実現している部分はあるのですけれども、やってはどうかということですが。

説明が遅くなりましたが、想定イメージは今ご説明していることが具体的にどうできるかというのを書いているものです。

2つ目の柱は、「情報資源のDX」ということで、概要は「資料のデジタル化やデジタルコンテンツの充実によって、新しい図書館像を創造する」ということです。ここでは、(1)と(3)についてご説明したいと思います。

まず「デジタル資料の充実」ということで、近年では電子書籍であったり、あるいはポーンデジタル、これは刊行される初めからデジタルの形式で刊行されるものになりますけれども、こうしたものをさらに収集・提供しよう。

赤線を引いているところですが、電子書籍などはライセンス契約で利用することが多い

わけです。しかしながら、1つ1つの図書館、自治体が契約をすると、提供可能なタイトル数などは非常に限定されます。大学図書館では、電子ジャーナルなどの購入に際して、コンソーシアムという図書館の連合体のようなものをつくって、契約をそこでまとめて行っています。あるいは公立図書館でも長野県などは、長野県全体で電子書籍を契約して、図書館非設置の自治体も含めて電子書籍を利用できるようにしていることがあります。

東京都の場合は、自治体の規模も随分違いますので一足飛びにそういったことはできないかもしれませんが、島嶼部などでそうしたことをまずやっていくことで多くのタイトル数を提供できるのではないかとということでこういったことを提言しております。

つぎに「コレクションへのアクセス向上」ですが、これは資料がデジタル化してきますと、それぞれに特化したデータベースが林立して、「サイロ化」と書いていますけれども、データベースごとに入り口が違ってきます。そうすると、なかなか効率的にデータにアクセスできないということがあります。

そういった問題に対して「ディスカバリーサービス」といいまして、データベースを横断的に検索できるサービスなどがありますので、そうしたものを提供することが考えられます。あるいはAPI等を活用してのメタデータのリッチ化ということですがけれども、例えば、通常のOPACなどでは書誌情報に加えて内容の簡単なまとめと言いましょうか、そういったものまでしか表示されない、もちろん基本的な目録の情報は表示されますけれども。

しかし、例えば、海外などでは新聞の書評とか、あるいは読者コミュニティと書いてありますけれども、そういった書評サイトの口コミみたいなものを取り込んだりということもありますので、そうした仕組みをつくってメタデータをリッチ化することも方向性としてあり得るのではないかとということです。

「施設・空間のDX」ということで、これは「DXにより利用者が快適かつ安全に利用・滞在できるようにする」ということです。ここでは(2)についてご説明いたします。

「新たな価値創造空間」ということで、近年、図書館は知識を単に受け取る場というよりも知識を創造したり、あるいは活用したりということが海外、北欧とかアメリカの図書館などで進んでおります。

都立図書館においても、例えばメイカースペースなどを設置することを考えてはどうか。下の「想定イメージ」に書いてありますけれども、ビジネス製品のプロトタイプをそこで作ってもらったり、あるいは近隣の学校と連携してロボットを活用したプログラミング教育などを実施したりする。これはあくまでも先進的取組として都立図書館が実施して、都内の

図書館に水平的に展開する。そうしたことも考えられるのではないかと提言しております。

4つ目の柱は「マネジメントのDX」です。ここでは「DX推進組織・担当部署を設置するなど、DX推進に必要な体制を構築する。組織の意思決定では、データの収集・分析とそれに基づく意思決定（EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の仕組みづくり）をつくっていかうということです。ここでは（1）と（3）について説明したいと思います。

1番目は「組織体制の改革」ということで、「DXに関わる取組、調整を担う独立した組織及びそれを束ねる管理職（CIO）の新設」をうたっております。

2番目は「EBPMの推進」ということで、「各種データを政策、施策に反映し、リソースの効率的・効果的活用を実現」しようと。ただ、図書館は結構難しいところがありまして、個人情報といいたまうか、利用者の利用履歴にかなり配慮した機関になっておりますので、そこら辺についても配慮しながら、あるいはそういったものをちゃんと研究しながら推進することが必要ではないかということも書いてあります。

つぎの柱は「DX推進のリーダー」です。都立図書館は、例えば全国公共図書館協議会の事務局が置かれていたりして、全国の公共図書館にとってある意味、特別な図書館であるということは、図書館界ではよく知られていることだと思います。そういった図書館ですので、DXの面でも牽引する存在になってほしい。そういう観点から3点挙げてありますけれども、（2）からご説明したいと思います。

まず「出版業界団体や関係省庁等への働きかけ」です。電子書籍のサービスを考えたときに、図書館で利用可能なタイトル数が十分ではないという問題があったり、価格が高かったり、利用期間が限定されていたりということで、図書館から見るとなかなか難しい契約形態があります。あるいは、著作権保護に関しても従来の図書ではできたような利用ができないこともあります。そうしたことについての制度設計について、図書館関連団体などと連携して働きかけをしてはどうかということです。

「イベント情報の標準化と共有」についてですが、イベント情報等も最近オープンデータということで標準化が進んでおります。そうしたものをディスカバリーサービスなどと連携すれば、利用者が検索した本に内容的にうまくマッチする形で美術館や博物館や公民館、そうしたもののイベント情報などを連携させることができるのではないかと提言しております。

「プラットフォーム・既存技術の活用」では、「各種プラットフォームの技術・サービスを積極的に活用し、都立図書館が取り組むべき課題にリソースを集中する」ことを提言しています。

ここでは、都立図書館でDXを進めるときに、全てを自ら開発することは効率的ではないですし、活用できるものがあればそういったものを活用してほしいということを前半に述べています。しかしながら、都立図書館でなければ、あるいは既存の利用可能な技術がないのであれば、ぜひ都立図書館で開発してほしいし、そうしたものは図書館界で公開して標準化を図るということも進めてもらいたいと考えております。

「ICTツールの活用」では、近年、図書館に限らず各種のICTツールが提供されるようになっておりますので、図書館で独自に開発するより利用しやすいものを活用したほうが安価である場合は、そうしたものを活用したらどうかということをお話しております。

最後に、提言では工程表を載せてあります。今お話ししてきたことについて既に都立図書館で取り組んでいて実現できている部分もありますけれども、こういった予定を一応立てたということです。

この提言自体は今年の3月に出たのですけれども、去年の11月にChatGPTが公開されて、生成系AIに今非常に関心が集まっています。そこら辺についても、ぜひ今期の図書館協議会では議論をしていただき、議論を深めていただき、そういったことをお願いできたらと思っています。最後に少しだけ図書館界の状況について、本当に簡単ですがお話したいと思います。

提言後、図書館と生成系AIについて様々な議論がされるようになっております。

図書館への活用として、例えば目録データの作成であったり、あるいは利用者のリテラシー支援などが考えられます。ChatGPTが、全然現実とは違う回答をしたとき、それをどう受け止めるのかということ、あるいはプロンプトエンジニアリングと言ったりしますが、プロンプトにどういうことを入力すれば効果的に情報を入手できるのか。こういったこともあると思います。いずれにしても利用者のこうしたことのリテラシーの獲得支援ということが言われたり、あるいはレファレンスへの活用、これは山中湖情報創造館で試験的にやっているようです。あとは利用者の情報検索支援。あるいは大量の学習データを持っていることも関係します。国立国会図書館は資料のデジタル化をしている関係で、それをどう活用するかは今後議論されると思うのですけれども、いずれにしても図書館は非常に豊富なデジタル情報を持っているということも言われたりしております。図書館界でもそ

ういう意味では生成系A Iについて議論がされるようになっていくということです。

一方で課題もあるだろうということで、著作権の問題、出力されたものについて著作権を侵害するような、そうした情報も出てきてしまうときがある。あるいは学習データの課題として、個人情報が含まれているようなものが入り込まないようにしないといけないとか、あるいはその利用者とのやり取りの情報ということもあるだろうと。

例えば、先ほど最初のほうにレファレンスサービスの話をしていただきましたけれども、都立図書館は利用者とのやり取りについてかなり大量のデータを確か持っていると思います。国立国会図書館もそうしたもの、これはオープンになっているものがほとんどですけれども、あります。そうしたものをどうやって生かすことができるのか、そういったことも議論にはなるだろうと。

あと一般的な話として、倫理的な問題とか、ハルシネーション、いかにも本当らしいけれども全然嘘みたいな、そうしたこともよく言われたりしますし、あるいは職場における機密情報などを入力してしまうことと、それが学習されて流出してしまうリスクなどもあるだろうと思います。

30期の提言では、この生成系A Iを視野に入れた検討はしておりませんが、関連してくる部分があるかと思っています。今ちょうどお話ししたA Iを活用したレファレンスとかEBPMの推進、個人情報、利用履歴などですが、そうしたものがあつた場合にどう活用できるのか、などです。また、プラットフォームの活用とかICTツールの活用も関係してくると思います。

例えば、これはカーリルという会社がやっているサービスですけれども、こうしたサービスも今後増えてくるだろうと思います。ここは多分個人情報とかあまり図書館界で問題になることはなさそうですけれども、事案によっては多分いろいろあるだろうと。

ちなみにどういったことをやっているかというところ、説明が正確かどうか学会で一度聞いただけなので少し違っているかもしれませんが、私の理解した範囲でご説明すると、ユーザーインターフェースと書かれているものがあつて、利用者が入力をするわけです。通常のOPACだとキーワードをスペースなどで、論理演算子を使うわけです。そういう検索ですけども、うまく出ないときは自然文で入力させる。システムでそれを、形態素とって、意味の最小単位に分けて、それをChatGPTに投げる。ChatGPTに投げるときに、類義語とかを出してくれと投げる。そうするとChatGPTは、その候補となるような話を返してくれる。それを今度OPACに投げかけて、蔵書検索で出力すると、検索ボックス

に入れていない言葉でもユーザーが求めているであろう情報を提供してくれる。こういうサービスも今後出てくると思います。都立図書館でもできる部分はいっぱいあると思うのですけれども、いろいろなリスクがこういったものにはあると思いますので、そこら辺についても議論していただければと思っています。

最初に言うべきだったのですけれども、先ほどの資料4で、事務局の図書館から説明がありました。29期と30期の提言で様々な提案がされています。今回お話ししたのは30期のお話です。29期にも提案がされていますが、多くは30期に引き継がれておりますので、今日は30期を中心に説明させていただきました。

提案をしているのですけれども、実際にやるとなると著作権の問題とか個人情報の問題とか、それ以外にも多分図書館側でそれを実施する際にはいろいろなことを考えないといけないが出てきます。提言はある意味こんなことができるというようなやり方でいろいろなことを提案しているのですけれども、本当にできるかどうか、具体的に実装するにはどうすればいいかということまでは十分考えていないものですから、ぜひ皆さんにそこら辺をご議論いただいて、実現の参考にさせていただきたいということがあるということかと思っています。

【野末議長】 松本委員、ありがとうございます。

今、最後にありましたように、我々の期においては、29期、主に30期、その方向性を踏まえて、それを実際に実現していくに当たっての課題を整理して、できればその解決の方策についても検討していきたいというのが今期の役割ということになります。

今、松本委員からありましたけれども、30期の提言について我々は確認しておく必要がありますので、そのポイントを改めて解説いただいたということです。大変分かりやすくお話しいただいてありがとうございます。

後半では生成系AIは提言後に出てきたものなので、それについての課題を整理していただいたと理解しております。

ご意見、ご質問は新保委員のご報告が終わってからまとめて行っていきたいと思いますので、続きまして新保委員、ご報告をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

【新保委員】 報告に入る前に、今の提言をお聞きしていて、私がこの後お話しするのは本当に基本的な個人情報保護のお話なので、せっかくDXに向けたお話をいただいた後に後ろ向きな話になってしまいます。

オンライン会議システムも併用して委員と事務局の皆様はアクセスしておりますので、

チャットで参考資料のリンクをお送りできますので、お手元または後ほどご覧いただいてもよいかなと思いますので参考資料もお送りします。生成A IとA I規制に関する最近の私の短いコラムと、今後A Iの規制をどのように考えるべきかということが今の私のメインの研究テーマですので、こちらについてお手すきの折にご覧いただければと思います。

私からは、図書館における個人情報、プライバシーの保護をどのように考えていくべきかということで、図書館における個人情報、プライバシーの保護の問題というのは、今まで非常にいろいろな面で議論されながらも一般の個人情報取扱事業者とはかなり対応が異なるということと、今般の個人情報保護法改正によって、特に公共図書館のうち公立図書館については、個人情報保護条例に基づいて実施してきた個人情報の取扱いが、全て個人情報保護法に一元化されて、自治体の条例は基本的に廃止ということになりましたので、東京都の図書館をはじめ公共図書館のうち公立図書館については、個人情報の取扱いについてはかなり大きな変化と言いましょうか、これまで条例に基づく取扱いを行ってきたところが大きく変わるということが本日の内容であります。

自己紹介です。専門は憲法ですけれども、情報法、それからロボット法と最近は言っておまして、現在は慶應ですけれども、もともとは図書館情報大学が統合されたときに筑波大学の図書館情報専門学群に在籍しておりました。

個人情報保護をめぐる問題については、個人情報保護委員会の専門委員を今年の3月まで担当しておりました。個人情報保護をめぐる問題について、これまで20年以上ずっとこの個人情報保護の問題をやってまいりましたけれども、こちらの一覧にあるとおり、個人情報の取扱いをめぐる環境というのは、劇的に変化をしてくれているわけでありまして。コンピューター処理だけでなく、スマホの普及と、さらにその後のA I、特に第3次A Iブームによって非常に大きく状況が変わりつつあるということだと思います。

現在の私の研究について先ほどロボット法と申し上げましたけれども、現在の主な研究はサイバーフィジカルシステムの発展に伴うサイバネティック・アバターの研究開発に向けた課題というものが現在のメインの研究となっております。

2ページか3ページほど投影資料だけでご紹介させていただこうと思いますが、現在の私のメインの研究テーマがこういったサイバネティック・アバターをどのように活用していくのが主な研究テーマとなっております。

図書館でも活用はあり得ると思うのですけれども、ただ、差し当たってレファレンス業務をアバターで担当する必要があるかということ、あまりそこも必要性が感じられず、図書館サ

ービスにおけるアバターの利用は、今のところあまり想定できないところかと。レファレンスでどうしても聞きづらいことをロボットだと話しやすいというメリットは多少あるかと思えますけれども、そのメリットのために高額なロボットを置くのはコスト的には見合わないと考えられます。

本日の内容は、個人情報の保護について法制度が大きく転換しましたので、そちらについてのご報告と、図書館におけるプライバシーの保護、とりわけ従来から貸出履歴の保存をめぐる問題などは、様々ないわゆる批判が非常に厳しく、非常に批判をされてきたところです。

個人情報保護法は、今回3法統合の個人情報保護法改正という非常に大きな転換期を迎えております。具体的には、これまで公的部門と民間部門で分かれてきた法制度を一元化するというのが今回の見直しです。これによって、これまで影響が大きいのは、地方公共団体は個人情報保護条例に基づいて個人情報の取扱いを行ってきたところについても、個人情報保護委員会が全て公的部門、民間部門を双方監督するというところで、1本の個人情報保護法で対応するということになっております。

一方で、公的部門でありながら、公的部門としていきなり民間部門になると、個人情報の取扱いに関する義務については手続が大きく変わるところあるため、その中二階部分と言いましょか、特に公立の病院・大学・研究機関など、これまで条例に基づいて個人情報を取扱ってきた組織については、一部このように民間事業者であるけれども公的部門と同じような取扱いを行う部分もあるというところであります。

今回の見直しの重要な点は、本日は若干ご紹介するのみでありまして、本日は公立図書館におけるご説明ですので。大学図書館は学術研究目的の適用除外規定の見なし部分が非常に重要な論点となってまいります。個人情報保護制度として大幅な構造転換がなされた点について、具体的には、今回の法改正の重要な点を成立すると多く来4つポイントがございます。

1つ目は、行政機関と独立行政法人等を含めて民間部門の規律に統一化すること。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合。

2つ目が、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すること。

3つ目は、国公立の病院・大学・研究機関など民間事業者と同じように規律すべき組織に

ついて、民間部門の規律に移行し一本化するものの、開示請求等に係る制度など、一部の公的部門の規律が適用されること。

4つ目は、学術研究目的での個人情報取扱事業者に係る義務の一律の適用除外を見直して、民間事業者に対する規律と同じにする。なお、これまで一律適用除外というのは、報道、著述、宗教、政治、学術研究、これらは個人情報取扱事業者の義務は適用されてこなかったわけです。

学術研究目的での一律の適用除外が見直された部分は、利用目的制限、要配慮個人情報と個人データの第三者提供についてですが、学術研究機関が学術研究目的で取り扱う場合の例外規定が設けられております。これはちょっと細かいので、この資料がないと不十分ですけども、1つずつご説明する時間がないところです。ここについてはあくまで資料のみということで、一覧にいたしますと、こちらの手続については、学術研究機関も適用されるようになったということが今回の法改正の大きな点であります。

これを図書館に当てはめると、例えば、公共図書館にとっても、公共図書館と一言と言っても図書館法2条に定める私立図書館と都道府県立・市区町村立の公立図書館に分かれるわけです。そうすると、これまでは個人情報取扱事業者である公共図書館と地方公共団体の条例に基づいて設置されている公立図書館としての公共図書館については、それぞれ個人情報の取扱いに係る義務が異なってきたわけでありまして。同じく大学も専門図書館についても同じ構図でありました。

その他、国立国会図書館は、個人情報保護法は適用されません。これは立法・司法・行政の三権分立の観点から国会図書館は個人情報保護法の適用はないからです。さらに行政機関内部にある国会図書館の支部図書館も同様です。裁判所図書館は司法権ですので、同じく個人情報保護法の適用はありません。

次に、図書館関係の方に、まず「生命・身体・財産保護と個人情報のどちらが大事でしょうか」と、最近では皆さん生命・身体・財産とお答えいただけるのですけれども、一時期過剰反応があったときは「いや、個人情報保護が重要です」と真顔でお答えになる方がおられました。

具体的にどういうことかという、例えば図書館の中で倒れて、救急搬送しなければならないと。そのときに利用者を確認できる利用登録カードや身分証などを持っておられると思いますので、どなたか確認しようとしたら、「個人情報保護法があるので確認できません」とおっしゃっている図書館の方がおられたので、「その場合、生命のほうが大事なので、貸

出カードを見てお名前を確認してください」と説得していましたが、最近はそのような過剰反応はあまりなくなったかなと思います。

個人情報の取扱いで、図書館の場合、個々に見ていかなければならないのが、これは私が20年近くずっとこの分類でお話ししているのですが、「利用者情報」と「利用情報」と「個人情報関係資料」と「図書館職員等の個人情報」ということで、これは図書館特有の分類ではあるのですが、「利用者情報」は言うまでもなくユーザーの情報です。図書館において取扱いがこれまでいろいろ苦慮してきたところは「利用情報」、特に電子化されて様々な記録が記録されるようになっているのが「利用情報」。その他の「利用情報」には、例えば館内の監視カメラ、防犯カメラの情報とか、そういったところも含まれるわけでありまして。

さらに「個人情報関係資料」も、最近はややく落ち着いてきたといえるでしょうか、あまり批判もなく、一時期は個人情報が記録されている電話帳があるだけでクレームが来るといった時期もあったり、一方で壬申戸籍のような非常にセンシティブな書籍が開架に置かれていたり、少年法に基づいて実名報道が制限されていた少年が亡くなった後に実名報道に切り替えた新聞を閲覧禁止にしたりするなど、逆に過剰反応して図書館側が実名報道を制限する利益が存在しないにもかかわらず新聞の閲覧制限をしてしまったということもあったり、個人情報が記されている資料をどう取り扱うということはこれまでいろいろと悩ましいところもあったわけでありまして。

なお、1つ具体的な例としては、明治期の受刑者名簿が閲覧できることが問題であるとメディアから指摘されて大きな問題となりましたが、受刑者名簿は確かに現時点で生存している受刑者の家族にとってはプライバシーではあるのですが、個人情報の問題からすると、亡くなった方の情報は個人情報ではありませんので、ただ当時は、公共図書館は亡くなった方も条例で個人情報としているところもありましたので、この取扱いは今まで分かれてきたところですが、今回の改正によって物故者、亡くなった方の個人情報は個人情報ではないということで、個人情報保護法との関係では、明治時代の受刑者名簿は個人情報ではないということになります。

ところが、この後お話しするプライバシーとの関係では問題になることがあるので、この点が悩ましいところです。

ということで、図書館における個人情報の取得については、最近はそのような取扱いについての部分が非常に大きくなっている一方で、いまだにこの業務、図書館という物理的な範囲内における様々な情報を取り扱うというところは、非常に多くの問題がいろいろとある。

なお、貸出記録と個人情報やプライバシー保護に関する問題につきましては、法律雑誌の「ジュリスト」に解説を執筆致しましたのでご覧ください。

図書館におけるこれまでの対応は、大きく過剰反応と過小評価と萎縮効果と個人情報とプライバシー保護の両立ということで、対応に悩んできた部分があるわけです。

過剰反応は大分収まったと言えます。ただし、延滞督促について個人名を表示するのは、これはさすがに今は抵抗あるなと思うのですが、番号だけで表示するわけですが、延滞督促をしなければならない人は、律儀に番号を見るはずがないのです。ですから番号だけ表示していてもなかなか本来の意味での図書館資料という財産保護という観点からすると、なかなかきちんと返却していただけないというところもあります。それから過少評価は「このくらいだったら大丈夫だろう」ということで、例えば延滞督促のはがきで通知をするときに、書籍の冒頭2文字だけ表示して、あとはマスキングする程度であれば問題がないといった対応があげられます。

2文字だけ表示して過去に問題になったのは、奥様が延滞していて、ご主人がそのはがきを見て、「離婚」という文字が並んでいたと、そういう延滞督促のはがきが来て、図書館にクレームが来た。それは確かにご主人としては驚いたという。2文字でも何となくその内容が分かってしまったという、そういう問題もあったりとか。

もう1つ過小評価は「うちの図書館だけは情報漏えいを起こさない」と思っている図書館が結構多い。「うちは履歴も取っていません。情報はきちんと管理しています」と言っているながらも「バックアップは主事の担当者の机の上に綺麗に並んでいます」と、そのまま全部データが並んでいるのですか、というところもあったり、意外なところで過小評価があったり。

萎縮効果は、言うまでもなく昨今のDXも含めて、電子的なデータの取扱いについてはかなり躊躇（ちゅうちょ）せざるを得ない部分がある。これが萎縮効果としてなかなか思い切ったDX対応というものができない。

最後、個人情報、プライバシーの話をして終わりにしたいと思いますが、個人情報とプライバシー保護の関係において注意しなければならないのは、個人情報保護の対応というのは、誤った解釈に基づく過剰反応が圧倒的に多いのです。結果的に問題が全くないにもかかわらず、例えば明治期の受刑者名簿は個人情報保護の観点からは物故者に関する情報であるため、生存する個人に関する情報の保護を目的とする個人情報保護に関する法令の対象外となりますので問題ないわけです。

ところが、図書館として考えなければならないのは、プライバシーとの関係でどこまでこれを配慮するかということになります。具体的に私は色分けをしているのですが、青・黄・赤で分けて、公開情報と非公開と要配慮の情報に分けて、それぞれ個人情報の取扱いの上では問題がなくても、プライバシーの観点からするとそれらの情報に取扱いについて問題になることがあると。

最後に、図書館における個人情報の取扱いは、これは手続に沿ってきっちりやっていたければ問題ない部分ですけれども、ただ、過度の取扱いの手続にしまうと、業務に支障が生ずる。ただ、最近はかなりマニュアル化も進んで、順調に個人情報の取扱いが行われております。

一方でプライバシー保護への対応が難しいのが、まず1つ目に、ケース・バイ・ケースで異なるということが挙げられます。2つ目に、マニュアル化できない部分がかかり多い。3つ目が、これは萎縮効果と過剰反応が生じやすいので、プライバシーの名の下に言われると、つまり貸出履歴、プライバシー侵害だと言われると、すみませんと言ってしまうということがある。これはプライバシー侵害ではないのですが。ということで、判断基準が曖昧なので、結果的にプライバシー保護の観点からどうしても萎縮効果が生じやすいところです。

そうすると、プライバシー保護のための対応は、基本的な理論は、各図書館でどうしても決めざるを得ない部分ということと、法令遵守と権利保障の対応で、こう言っても図書館ではプライバシー保護はどうやってやればいいのでしょうかということが具体的に分かりづらいので、それを私はこれを配慮と。プライバシー保護のための配慮としては、基本的には「見えないようにする」「聞こえないようにする」「言わないようにする」ということで対応すれば、これはプライバシーを侵害していることにならないと。ですから、貸出履歴をきちんと保存しても、別に誰にも言わなければいい、見えないようにすればいいだけの話ということですよ。

「領域」「情報」「自律」、これは何かというと、先ほどの資料の「領域」「情報」「自律」と私は分けているのですけれども、「情報」は個人情報です。「領域」はその場所であったり私生活に関する領域です。個人の「自律」というのは、日本では自己決定権とも呼ばれていますけれども、ほかの人から干渉されずに自分で自分のことを決める。つまり自分の情報が他人に知られていることになってしまうと、自分で自由に自己決定ができませんので、そうするとこの「領域」「情報」「自律」というものを図書館で保護するというのが、図書館の役割として非常に重要なところであると。

そうすると、利用者が安心して利用できるということについては、自らのプライバシーが保護されているという「領域」がきちんと図書館で確保されているということ。「情報」については、図書館の保有する情報がきちんと適正に取り扱われているか。みだりに見える、聞こえる、言うということは問題になりますけれども、そうでなければ適切な図書館の、逆に言うと取っておくべき情報もきちんと取っておくべきなのだ。「自律」の保護というのは、これは図書館の自由に関する宣言というものがあまして、それに基づいてこれまで図書館の自由というのは、つまり秘密が保護されていると初めて自由というものが保障されると。つまり自分が何かをするということについて、秘密の保護と自由の保護は表裏一体なのです。ですから、図書館がなぜ秘密を保護するということが非常に重要なのかというと、それは秘密を保護することによってみんなの自由を保護しているのだと。この3つが図書館におけるプライバシー保護における問題として重要だと思っております。

ということで、以上、私からは個人情報保護法の今般の改正と、対応が難しいプライバシー保護への対応の在り方についてお話をさせていただきました。どうもありがとうございます。

【野末議長】 新保委員、ありがとうございました。

今回、我々は図書館の話を、最終的には都立図書館の話をしていくのですけれども、世間一般というか社会全般で、どういう状態になっていて何が課題になっていて、その中から図書館ではどういう課題があって、さらに都立ではどういう課題があるか、そういうふうに話を進めていくこととなりますので、今日のご報告は、まさにそれに沿ったものであったと受け止めております。

それでは、ここからまず2人の委員からの報告についてご質問をお受けして、その後、協議に入ろうと思っております。

松本委員、新保委員、どちらのお話のどこの部分からでも結構ですので、委員の皆様からご質問をお受けしたいと思っております。どなたからでもどこからでも結構です。いかがでしょうか。

【新保委員】 DXの推進と生成AI。生成AIがこれまでのAIと世の中での受け止められ方がかなり違うところとしては、非常に簡単でありながらかなり効果的にAIの効果を実感できるというところだと思います。

そうすると、本当にいろいろな場面で利用できる一方で、図書館はこれまでも電子化を含めてDXに至るまで、非常に慎重に新しい技術の導入というものを考えてきたわけであり

ますけれども、実際に現時点で生成A Iは、図書館ではどの程度というか、どういう形で使われているのか。実は、図書館の状況を一般に全く把握していないので分からないのですけれども。

どういうことかという、最近いろいろなところに行くと、逆に使用禁止ということをはっきりと打ち出している組織もあったり、大学もそうですけれども、どこまで使っていいかということが逆に皆さんおっかなびっくり、使うと何か悪いことをしているイメージもあったり、この点、委員の皆様も含めて、今の状況はどんな感じなのか非常に疑問に思っている部分です。

【松本副議長】 先ほど少しお話ししたぐらいしか私も情報は持っていないで、何か使えるのではないかとこのことを関係者で話しているという感じです。

図書館業界的にはいろいろな講演会とかシンポジウムとか、そういったところでこの話題は取り上げられています。今年の夏のIFLA、国際的な図書館に関する大会がありましたが、生成系A Iの分科会は多くあり大盛況でした。そういう意味では、日本だけではなく海外でも注目されているということはあると思います。

ただ、実装レベルの話でいうと、先ほどのカーリルぐらいしか私は知らなくて、カーリルの吉本さん、彼はかなりアイデアマンなので、実装をいろいろやり始めているという感じがなという気がしています。それ以外は本当にこれからどうやって使うかなということを考えている段階ではないかと私は理解しています。

【坂本委員】 この後、日経BP主催のまさに生成A Iのイベントに私は登壇するのですけれども、かなり使われてきていると思うのです。

いろいろな使われ方があって、ITバリバリのグローバル企業からそうでないところまで使い方は様々だと思うのですけれども、今の教育機関の話でいきますと、電気通信大学に関しては使用禁止は当然しないで、そうやって技術は知らなければいけないので、どんどん使いましょうとなっています。ただし、生成されたものをそのままレポートとして提出するのはいけないと。一種、生成A Iは人と一緒に、ほかの人が書いたものをそのまま自分のものとして出してはいけないということなので。

ただ、使いましたとってどんどん使いましょうとしたら、スキルがあるので、学生さんが、生成されたレポートをただそのまま出すということはないのですけれども、授業で聞いた先生の資料とか聞いた内容を自分で取ったものをプロンプトエンジニアリングで追加学習させて、割とオリジナリティの高いレポートをつくってくるのです。そうやって学生でも

ちょっといじるとできてしまうということで、最低限は、例えばデータ履歴のセッティングの記録を残さないようにして、皆さん多分プライベートでは使うと。でも、企業の場合はそれだと足りないのだ。

この後の講演の資料の一部なのですが映っていますでしょうか。

例えば、ChatGPTをそのまま普通に使う。例えば、履歴を残さないにしても、あれやこれや入れてしまうと、基本的にはいろいろな問題があって、アメリカに保管されるということと、原則二次利用されてしまいますとか、データも見られてしまうということがあるので、結構いろいろなところでやっているのは、組織内とか社内、例えば図書館だったら図書館だけでの二次利用されない、外部に保管されない、データ干渉もされない、利用が認められた人しか閲覧できないというものをつくるのです。

それはそんなに大変ではなくて、私、実は大学発ベンチャーも自分で起業しているのですが、京王グループと共同出資でやっていて、京王グループ56社分の社員が安全に使えるようなものをつくって、それを使ってもらっている。

なので、そういったようなものをつくれれば、そういったところそのままChatGPTを使うよりは安全であったり、ほかにもいろいろな方法があって、ファインチューニングをやって独自の言語モデルをつくるとか、いろいろなことはあるのですけれども、いろいろなことはされているということでもあります。

ただ、教育機関はどちらかというとネガティブなほうが。不正、勝手に人のものを盗用するようなことが普通になってしまうのではないかと、おっかなびっくりになっている印象は確かに持っています。

【野末議長】 ちなみに都立図書館では現状どうですか。

【管理部長】 業務等にそれを使うレベルにはまだありませんで、例えば、文章をちょっと要約するとか、デザインを少し参考に提案してもらいたいな、そういう部分的な使い方を少しやり出しているレベルではないかと思っています。

【中央図書館長】 東京都職員には使っているというのが一部認められているので、それで使っているような形になっています。使え使えと言われているので。

【坂本委員】 使わないと分からないからということですね。

【中央図書館長】 そうですね。使ってみて何が適していて、どう使ったらいいのかをまず勉強しろという形で使うようにと言われています。

【坂本委員】 そのときは、データ履歴とかオフにされていますか。有料版を使っ

ていらっしやる。

【中央図書館長】 多分カスタマイズされているものしか使えないようになっているので、職員専用になっている。

【野末議長】 新保委員、恐らく全国の図書館はそのような状態だと思います。

今、坂本委員からあったように、恐らく企業、ビジネスの世界ではかなり広がっていて、サービス化もできているところがあると思うのですが、図書館は多分サービス化しているところは個々の館で聞いたことはないですね。業務で使っているとか、あとはカーリルをサービス化しかぐらいしか聞かなかった。

【坂本委員】 自治体で観光案内とか、そういうもので使っているのはあつたりします。観光案内のときに間違った情報が提示されると困るので、ChatGPTが生成してきたものに対して、自治体の正しい情報を持っているデータベースを参照させて、組み込んで、そちらで出すという形になっている。そういう方法を取っています。

【野末議長】 坂本委員、図書館ではこんな使い方をしているみたいな話をもしキャッチできましたら、ぜひ情報共有いただければと思います。

【坂本委員】 図書館で使うイメージ、どうだったらいいのかというのが、実は今まだ私あまり分かっていなくて、利用者が使いやすいように、今、図書館離れというか、学生さんも図書館には行っていなくて、すぐネットで調べます。高校生もそうです。ネットに出ていないと「なかった」と言って終わる。「図書館に行ったか」と言っても、「図書館ってどこ」ぐらいの感じなので、図書館の価値をもっと高めましょうというところが多分あると思うのです。

では、図書館の価値は何なのかというと、インターネット上の文章はフェイクというか、嘘も山ほどあって、フェイクがフェイクを引用して、どんどん引用されてどんどんフェイクが増加していく。それに対して図書館の本はリアルな、ちゃんと誰が書いたかということが分かっているものなので、その価値を高める。図書館に行って調べるのが一番いいと皆さんが思うようになろうというのが、例えば1つの目指すところだとすると、図書館になぜ行きたくないかという、そこに行ってどうやって調べればいいのか、調べるのは大変。そのときに、例えば普通に話すように「こんなこんなでこんな宿題を、こんなことをやりたいから、やらなきゃいけないから、どんな本を調べればいいのか」と、普通に父さん、お母さんに話すようにしゃべったら、「こんな本とこんな本とこんな本があるよ」と返してくれれば、あそこに行くと普通に、先生に聞くのは嫌だけど、友達に聞くように聞いて、それでいて知

識がめちゃくちゃあるものに聞けると。そうすると、そこに行ったら全部解決するよねと。

ただし、そのときに問題になるのは、「自分はどこどこ学校のどここの宿題で何々をしなきゃいけないから」と言うと、個人情報が入り込んでいくので、それは独自の守られたものをつくってあげれば大丈夫なので、そういうふうになっただけで楽しくないとか。別にものすごいアバターがそこに立ってなくてもいいかもしれないのですけれども、何か話しやすいかわいいものがいて、そこに話してみたいな。

私の勝手な思い込みの妄想で話しました。

【野末議長】 今ご質問からもうご意見、議論に移って、そうしましょう。自然とそうなっていますので。

ご質問に限らず、今の2人の委員のご報告に対してご意見があれば。世間一般、社会全般の話でも結構ですし、それから図書館の話でも結構ですし、進んでいきたいと思います。

今の坂本委員のお話は、多分対策のところも含まれていて、生成系AIを使うときに守られた領域をつくっておけば、サービスがうまくいくのではないかということなのですよ。ヒントになるところかと思います。

いかがでしょうか。どなたからでもどんな点からでも。

とにかく自由に発言していただいて、あとは事務局がまとめるという、そういうスタイルで行きたいと思いますので、話が飛んでも大丈夫です。

では、松本委員、どうぞ。

【松本副議長】 新保委員に3点ほどお伺いしたいのです。

1点目は提言で少しお話したことですが、例えば都立図書館が、利用者の許諾を得ないというか、それを想定していなかったということがあると思うのですが、利用者とのレファレンスのやり取りみたいなことの記録があったとして、そういう利用者の許諾のない情報を機械学習の学習データとして活用できるのかどうか。今回の話と関係あるか分からないのですが、もし分かるのであれば1点目としてお伺いしたいです。

【新保委員】 これは個人情報とプライバシーと、あとは場合によって、今日は村井先生のご専門の著作権法の知的財産法の観点からの問題も出てくる部分だと思うのですが、まず個人情報については、個人情報は確かに個人情報として利用目的を明示することだけで、個人情報保護法で今は本人同意が必要な手続の種別は3つしかないのです。

1つは利用目的以外の目的で利用する場合。2つ目が第三者提供（外国の第三者と個人関連情報の提供も含む）。それも個人情報ではなく個人データ、検索性、体系性がある個人デ

ータを第三者提供する場合。3つ目が要配慮個人情報を取得する場合です。そうすると、レファレンスでこの部分が引っかかってくる可能性があるのは、この3つのいずれかに引っかかってくる可能性は十分あり得るのです。

現に要配慮個人情報の取得になるような問合せも結構あるでしょうし、あとはそもそもレファレンスの目的としては、資料を調べて本人が必要な資料を収集するために知見を得るという目的なので、目的外利用になる可能性も高いです。それを第三者提供するということはないと思うのですけれども、それを何らかの形でサービス、他の目的で使うということになった場合には、これは事前の今の部分について3つの手続のうちいずれかに引っかかる可能性があると考えられますので、これは同意がないと、許諾を得ないで想定していないレファレンスのデータの事後的な活用は難しいだろうと思います。

一方で、レファレンスの会話の内容が直接著作物になるとは考えられないと思うのですけれども、これは最近いろいろな場所で、今、学会シーズンなので言われているところとして、今まで何でも法律が新しいサービスの提供とか検討の支障になってきているということがよく言われるわけで、現に今のように「これは個人情報保護法違反ですよ」と言われてしまうと、「分かりました。やめます」という選択肢になってしまう。

一方で、平成30年の著作権法改正による著作権法30条の4の扱いが、これまで著作権法があるから日本版の検索エンジンができなかったのだと言ってきた人たちに対しては、今はAIについては著作権法30条の4があるので、著作権法が技術開発の支障になっているとは言わせませんよという点については一般にどのように思われているかということとは、また知的財産法の観点からはどうかということだと思いますけれども、このように現行の法律が支障になっているという批判がある一方でそうではない部分もあって、この辺りを非常にきちんとうまく対応すると、かなりいろいろなデータを取り扱うことができるはずだと思います。

ということで、1つ目の松本先生の点について、こちらは個人情報保護法の観点からすると、まさに本人同意が必要な手続部分が当てはまる可能性がある手続だという結論にはなってしまう。

【松本副議長】 2点目です。例えば、今都立図書館では登録利用者サービスというものをやっております、従来、都立図書館は個人情報を集めていなかったと思うのですけれども、利用登録ということで、ある意味利用者がどう行動しているかという情報自体は取れると思うのです。多くの基礎自治体は貸出しとかいろいろな情報を取れるわけですが、

この情報を、先ほどお話の中にはなかったかもしれないのですけれども、要は匿名加工情報みたいな形にして、それを学習データに活用するということが可能ですか。自分のところでやるということもあるでしょうし、第三者にそれを加工してもらおうということもあり得ると思うのですけれども、そこら辺でもし分かることがあれば教えていただければと思います。

【新保委員】 この点は2つあって、匿名加工情報としての取扱いにするという場合と、松本先生が期待されている、恐らく効果から考えると仮名加工情報でも行けると思います。

匿名加工情報の効果は、第三者提供ができるというメリットです。ですから、例えば公立図書館で、東京都でもいいですし、首都圏の公立図書館がみんな集まって、図書館利用者のいろいろな傾向とかデータを使いたいと。それは相互の図書館で持っている情報をそれぞれ相互に提供して分析をしたいといった場合は、これは匿名加工情報にしないと第三者提供することができない。

一方で、仮名加工情報は内部利用であれば、利用目的の特定義務がありますが、当初特定した利用目的以外の目的で利用することが認められ、その際に本人の同意は不要です。ですから、例えばレファレンスの先ほどの1つ目のご質問の点についても、仮名加工情報にすると、実は当初の利用目的以外の目的で本人同意なしで使えます。ですから、例えば仮名加工情報だと、東京都杉並区どこどこ在住Aさんと言ってしまうと分かってしまうので、単にAさん、Bさん、Cさんとか、単に1、2、3と利用者番号と一応ひもづいている番号で仮名加工してしまうと、単に1番の人がレファレンスで今日はどういう質問をしてきたかという定性的なデータを取得して、ただ、そのときに例えばその定性的なデータに個人情報が入っていることがあるので、図書館でどのくらいあるのか分かりませんが、図書館のレファレンスに来て、例えば「何々という人の個人情報を教えてもらいたいのです」という問合せがあったら、それは個人情報になってしまいますけれども、そうではないものについては、仮名加工情報にすることで活用することができる可能性はあります。目的外利用がクリアできる。ということで、仮名加工情報の扱いは、図書館では検討すると、実はかなりいろいろと活用できると思います。

【松本副議長】 分かりました。ありがとうございます。

取りあえず大丈夫です。ほかに行ってください。

【野末議長】 大丈夫ですか。ありがとうございます。

山田委員が挙手なさっているのですよね。

山田委員、いかがですか。

【山田委員】 お二人とも非常に貴重なお話ばかりで、勉強になるものばかりだったのですけれども、賛同意見ということで発言だけさせていただければと思ったのが、特に最初のDX化のところ、メタデータのリッチ化みたいなお話の中で、コレクションへのアクセスが向上することで、実際に図書館に来られない、物理的に来られない方の利用も促進し、というお話が、「コレクションへのアクセス向上」「自宅からコレクションに出会う」というお話であったかと思います。

ここで感じたのが、このデータベース化をすることで、物理的な障壁を越えるのが一番大きな利点かと思うのですが、それ以上に図書館、特に都立図書館のような日頃あまり多くの方が一般的に利用しないというか、しづらい、心理的障壁によって来る機会を損失している方々の心理的障壁を取るきっかけにもなると感じました。

というのが、私自身今回これまでコミュニティマネジメントの経験を幾つかさせていただいてまして、そのときにも、例えば一例として、バーのような飲食店を運営していたのですけれども、飲食店は、通常はリアル店舗ありきですし、そこでの提供する価値を顧客の方が買い求めに来る、そういうサービスなわけです。

なので、例えば、お酒とか食事を提供しないことには、その場所が繁栄するということはありません。これまででしたらそう考えられていたのですけれども、コロナ禍を通じて、オンラインでそのお店に関わる方々のコミュニティをつくるという取組をしまして、具体的にはFacebook上とかSNS上でそこにいらっしゃるお客様とそこに关わるスタッフがオンライン上で「こんなお酒おいしかったよ」とか、「お店では今こんな新しいお酒が入って、この前みんなで試飲会をやったらこんな意見だったよ」「このワインの試飲会でこんな意見があったよ」みたいなことを、オンライン上で交流するわけです。

そうすると、それまでそのお店が気になっていたけれども、それこそ遠方でなかなか来る機会がなかったとか、近所だけれども心理的障壁でなかなか入店まで至らなかったみたいなお客様が、そのコミュニティでのオンライン上での交流をきっかけに来店するというケースがちょくちょく見られたのです。

なので、それこそ先ほど事例でもおっしゃっていただいた書評のようなものをオンライン上で交流するきっかけにして、新刊の紹介でもいいですし、読んだ書評の交換でもいいと思うのですが、そういったオンライン上でのデータベースを通じた交流というか、発信がもつとなされれば、恐らくそれが図書館の利用者数の増加にも引いてはつながると感じたの

で、一賛同意見としてここはぜひ進めたいと感じました。

【松本副議長】 私のほうでお話ししたのは、既存の、例えば日本で言う「ブックログ」みたいな、そうしたものを想定しているのですけれども、今おっしゃっていただいたように、利用者レベルでそうしたやり取りができるということをやっていたところを見たことがあるので、そうした形でやることもあり得るかなと、今話を伺っていて感じました。ありがとうございます。

【山田委員】 「ブックログ」は私自身もユーザーなので、そのイメージはもちろんベースとしてという形で。ありがとうございます。

【野末議長】 ほかにどなたからでも結構です。

では、村井委員、どうぞ。

【村井委員】 お二人の先生、ご発表ありがとうございました。

確認させていただきたいのですけれども、最初の松本先生のご発表の4-3のところ、4行目に「データの活用に関しては、“利用履歴などとは結びつかない”データの活用」などを推進すると書かれているのですけれども、それは個人情報への配慮からということなのか。

【松本副議長】 新保先生から話がありましたが、あまりはっきり言われなかったかもしれない。図書館業界は、こういうことにたいへん気を使っている、うっかり誤ってやってしまうとたいへんな非難を受けるみたいなどころがあるので、そこら辺は難しいところがあるということを書いたところですよ。

【村井委員】 それを踏まえまして、今日の新保先生のお話では過剰反応や萎縮効果というご指摘がありましたが、新保先生目から見ると、これは過剰反応ということになりますでしょうか。貸出履歴などのデータの活用可能性というのは、個人情報保護法だけではなく、プライバシーの問題もあるので難しいというお話もありましたけれども、新保先生からご覧になるといかがでしょうか。

【新保委員】 私は内部で利用するものについては、図書館サービスの向上のために利用するのであれば、これは利用者の利便性であったり、サービス向上につながると思いますので、以前から積極的に使うべきだと主張してきました。

現行の法的な枠組みで、例えば、仮名加工情報として取り扱うということは、適法に本人同意を取らなくても取扱いが認められる部分なので、それによって利用者の利便性向上とかサービス向上につながるのであれば、現行の法制度の下において何ら問題なく取扱いが

できる部分ですので、ここについてもなかなかどうしても躊躇（ちゅうちょ）してしまうというのがこれまでの難しいところだと思います。

意識改革しなければならないと思うけれども、なかなかその部分が難しい、ちょっと厳しいと思っているところです。

【野末議長】 ありがとうございます。

ちょっとここで松本委員、新保委員、事務局と突然のご相談なのですが、事務局のタイムテーブルによると、そろそろ自己評価の話に行かなければいけないことになっているのです。

突然の提案で、松本委員、新保委員には若干ご負担をおかけすることになるのですが、私も含めて委員の皆さんからお伺いしたいこと、あるいはお伝えしたい意見があると思うので、メモ書きで事務局にお送りいただいて、それを両委員にご覧いただいて、コメントなり質問への回答なりを短文で結構ですので頂戴するというのはいかがでしょうか。ここできかがでしょうかと言うと、ノーの答えは多分ないと思うのですけれども、よろしいですか。

【松本副議長】 大丈夫です。

【野末議長】 新保委員、よろしいですか。お忙しいのは重々承知しているのですが。

【新保委員】 はい。

【野末議長】 多分これをやっておくと、後々我々は提言をまとめなければならないのですが、恐らくそのときの実作業を先取りしてやる形になると思うので、ここで流してしまうと、後でその作業をしなければならないので、手間ではあるのですが、そのようにさせていただければと思います。

私の進行が拙くて、委員の皆さん全員から今日のご発言いただけなかったことについては、おわびをいたしたいと思います。

という扱いで、これも事務局がノーと言えない空気になっているので、イエスでよろしいですね。

【企画経営課長】 分かりました。

【野末議長】 では、両委員の方にはご負担をおかけしますが、そのようにさせていただきます。委員の皆さんもよろしいでしょうか。恐縮です。若干お手数おかけしますが、よろしくお願いします。

では、ここで両委員の今日の時点でのご報告、口頭での議論についてはやり取りはここまでとさせていただきたいと思います。この後、事後的にテキストベースでやらせていただ

ればと思います。

また次回以降も今回の話に遡ってディスカッションすることは妨げられておりませんので、ぜひ議論を積み重ねながら自由にやっていただければと思います。今日のここまでの議論の中でも既に課題と、その解決策のような方向性のようなものが、かなりヒントが多く見られたと思いますので、有意義だったのではないかと思います。

では、この後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

【企画経営課長】 それでは、資料5「第31期 都立図書館協議会協議スケジュール案」をご覧ください。

第3回定例会は2月を予定しております。

第3回定例会での報告者につきましては、別途事務局からお願いを差し上げる予定です。また、日程調整につきましては、委員の皆様にも別途ご連絡いたしますので、ご協力よろしくお願いたします。

【野末議長】 ぜひ次回もご報告についてご協力いただければと思います。

では、議事の(2)「令和4年度東京都立図書館自己評価について」に移りたいと思います。事務局からご説明いただいて、その後、質疑を行いたいと思います。よろしくお願いたします。

【企画経営課長】 それでは、自己評価につきましてご説明させていただきます。

ご説明の前に、先日、指標数値に誤りがありましたことが分かり、11月27日に差替え版を送らせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

では、資料3「令和4年度東京都立図書館自己評価」をご覧ください。

初めに1ページの「はじめに」というところをご覧ください。

この自己評価につきましては、平成20年の図書館法改正により、「運営の状況に関する評価」が新たに規定されました。東京都立図書館におきましては、第23期の都立図書館協議会の提言「都立図書館のサービスと図書館改革の評価について」を受けて、自己評価を始めたものでございます。都立図書館事業の効果的な実施や、図書館の運営状況を評価する目的で実施しているものでございます。

「自己評価の方法について」ですが、昨年度の図書館の活動状況を点検しまして、新たな課題を発見した場合には、通常業務の中で速やかに改善を図るとともに、重点的に対応が必要と認められた場合には、翌年度の事業計画に盛り込み、進捗管理を行うこととしております。

図書館の活動を客観的に示す指標としまして、「来館型サービス」「非来館型サービス」「オンラインサービス」「広報」「利用者満足度」の5つのカテゴリで評価しております。

なお、結果については、協議会のご意見を付して公表してまいります。

それでは、自己評価の指標につきましては、一番後ろのページに指標一覧が載っております。こちらの中から主要なものをピックアップしましてご説明させていただきます。

まず、2ページ目、1「来館型サービスについて」「入館者数（指標1）」ですが、中央図書館は、8月5日から翌年2月20日まで天井改修工事のため、1階から3階までの閲覧室に利用者が立ち入ることができず、利用者は資料の置かれていない4階と5階の閲覧室で閲覧することになりました。

多摩図書館では、10月1日から翌年2月20日まで空調設備改修工事を実施し、利用者は1階閲覧室に立ち入ることができないため、2階セミナールームに臨時閲覧室を設けました。

両館とも蔵書検索パソコン等を使用して、希望の資料を取り寄せて閲覧しました。

在館上限人数は、中央図書館が約200人、多摩図書館が約50人と通常の約5分の1に制限しました。また、工事の前後でレイアウト変更のために休館しました。

さらに、両館とも図書館情報システム更新のため12月19日から翌年1月11日まで休館しました。

中央図書館の年間入館者数は前年度を3,000人近く上回りましたが、10万人余りにとどまりました。1日平均は3年度418人、4年度387人で、3年度の92.6%となりました。

多摩図書館の年間入館者数は前年度を2,000人近く上回りました。1日平均は3年度158人、4年度181人で、3年度の114.6%となりました。令和3年度は、緊急事態宣言等に対応して、閲覧者同士の距離を取るための人数制限を厳しく行いましたが、令和4年度は業種別ガイドラインの変更に伴って、7月から在館上限人数を80人から115人まで増やしたことにより、増加しました。

3ページの「レファレンス質問件数（指標2）」来館でございます。

口頭によるレファレンス件数は、1日平均の件数は3年度66件、4年度70件となりました。

中央図書館では3年度48件、4年度48件、多摩図書館では3年度18件、4年度22件となりました。多摩図書館では、入館者数の増加に比例していると考えられます。

4 ページ「展示（指標 6）」でございます。

中央図書館では3年度2回6, 266人（館主催）、4年度1回8, 860人（共催）で3年度の141.4%となりました。

全国高等学校総合文化祭が初めて東京で開催されることに合わせ、実行委員会事務局と共同で企画展示「完全解説！とうきょう総文2022」を開催しました。

多摩図書館では、2月から企画展示「日本の魅力再発見！」を実施し、地域情報誌の出版者や編集者の紹介コメント等を資料とともに展示しました。6月から企画展示「子供の本と時刻表でたどる鉄道の歴史」を実施し、図書館の鉄道関係資料のほか、都立高校鉄道部による鉄道模型紹介&おすすめ鉄道本コーナーを設けました。

5 ページ「講演会（指標 7）」でございますが、中央図書館では、4年度はウェブ会議ツールを活用したオンライン方式によって、「身近なところから考えるこれからの東京のまちー東京湾岸地域を事例にー」セミナーを開催し、102人が参加しました。遠方在住の参加者もあり、「オンラインで良かった」が77.6%、「対面が良かった」が9.0%と、オンライン開催は好評でした。

多摩図書館では、3年度2回207人、4年度1回52人で3年度の25.1%となりました。東京マガジンバンクカレッジでは、ウェブ会議ツールを活用したオンライン方式による「大学ゼミ成果発表会2023～雑誌を活用して社会について考えよう～」を開催し、52人が参加しました。

来館型サービスは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と工事の影響を多く受けました。今後は企画展示をはじめとするイベントを実施していくとともに、レファレンスを中心としたサービスの充実に力を入れてまいります。

次に、2「非来館型サービスについて」でございます。

6 ページ「レファレンス質問件数（指標 11）」非来館型でございます。

一般（指標 11 a）の利用者から電話等で受けたレファレンス質問件数は、1日平均が3年度149件、4年度115件となりました。電話は3年度の78.7%、メールは80%となりました。4年度は工事や図書館情報システム更新に対応するため、非来館型もサービスを休止している期間が一定程度あったためと考えられます。

6 ページ、区市町村立図書館等から都立図書館への質問件数（指標 11 b）は、3年度195件、4年度208件と3年度とほぼ同じとなりました。

6 ページ「資料提供（指標 12）」でございますが、区市町村立図書館に対する資料提供

件数は、3年度6万5,060冊、4年度5万8,496冊と3年度の89.9%となりました。指標12aでございます。4年度は図書館情報システム更新により貸出できない期間が発生したため減少したと考えられます。

4年度は、サービス休止期間があったため、非来館型の多くのサービスが利用減となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、非来館型サービスのニーズは、今後、より高まると思われます。今後もニーズに合ったサービスを検討し、実施すると同時に引き続き都立図書館サービスの周知を図ってまいります。

3「オンラインサービスについて」でございます。

7ページ「蔵書検索（指標14）」でございますが、蔵書検索回数は、3年度1,062万2,224回、4年度899万4,800回と3年度の84.7%となりました。検索回数の減少は、図書館情報システム更新によるシステム休止期間があったためと考えられます。検索回数は、年度により増減はありますが、平成12年度の蔵書検索インターネット公開以来、全体としては右肩上がりの傾向を示しています。

「ホームページ（指標16、17、18、19、20）」でございますが、全ページアクセス数（指標17）としましては、3年度456万3,791アクセス、4年度389万502アクセスと3年度の85.2%となりました。アクセス数の減少は、工事期間中の来館者制限及び工事休館により、予約ページ等のアクセスが減少したことが理由と考えられます。

「東京都立図書館デジタルアーカイブ（TOKYOアーカイブ）」のアクセス数に関しては、3年度41万4,382アクセス、4年度48万942アクセスと3年度の116.1%となりました。指標19でございます。

3年度末に、著作権が消滅しているものについてパブリックドメインを表示し、利用の申し込み手続を不要にすることにより、画像のオープンデータ化を実施しました。また、主な公開資料である特別文庫室所蔵の貴重資料については、3年11月に蔵書検索上で全資料を検索可能にし、TOKYOアーカイブで画像を公開している資料は、蔵書検索からTOKYOアーカイブにリンクできるようにしました。これらのことから、4年度はアクセス数が増加したと考えられます。

7ページの「学校支援ページ」につきましては、3年度2,757アクセス、4年度2,941アクセスと3年度の106.7%となりました。指標20でございます。3年度にリニューアルした「青少年向け図書選書お役立ちツール」や、「特別支援学校向け学校図書館

基本図書リスト」等が活用されていると考えられます。

非来館型サービスのうちオンラインサービスは、図書館情報システム更新に伴う利用停止期間が生じたため、数値が減少した項目が多くなりました。イベントを実施しない間もホームページのコンテンツを工夫して、データの登録件数の増や、資料紹介等を行いました。

また、5年3月に、普通の日本語よりも簡単で、外国人に分かりやすい日本語による「都立図書館やさしい日本語版ページ」を公開しました。

今後もコンテンツの充実により、さらなる利用増を図ってまいります。

4「広報について」でございます。

8ページ「館外で実施したイベント（指標21）」でございますが、都立図書館の認知度向上と利用促進のため、例年都立図書館の所在地にある区市で主催するイベントに都立図書館ブースを出展しています。4年度は、23区で「エコライフ・フェアMINATO」「みなと区民まつり」の2回、イベントへの出展を行いました。当日、アンケートに回答した来場者の新規認知者数は102人で、その割合は25.5%となりました。

9ページ「SNS（指標24）」でございます。

SNS利用状況、発信回数（指標24）は、Twitterの発信数が3年度268回、4年度468回と3年度の174.6%となりました。フォロワー数は1万5,668人で3年度の103.3%となりました。Facebookの発信数は3年度221回、4年度293回と3年度の132.6%で、投稿を見た人の数を表すリーチ数も12万780人で3年度の101.1%となりました。

広報全体では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響でイベントの実施が縮小されるなど制限のある中で、都立図書館の活動の様々な取組みやサービスについて都民の皆様を知っていただけるよう努力を重ねてまいりました。

今後も様々な資料やサービスについて効果的なタイミングで発信していくことにより、図書館の認知度向上につなげていきます。

次に、9ページ5「利用者満足度について」でございますが、令和4年度は中央図書館、多摩図書館とも工事の影響で長期間にわたり臨時的閲覧スペースでのサービスとなったため、利用実態・満足度調査を実施しませんでした。

10ページ、「メールによるレファレンスの満足度（指標28）」でございますが、令和3年度から利用者へのアンケートを開始し、5点満点中、3年度4.8点、4年度4.9点と高い値となりました。

「協力支援事業として実施する研修会、講演会等に対する満足度（指標30）」でございますが、10ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策を行って開催しましたが、4.3点と前年度と同様に高い値となりました。

次に、6「都立図書館のニーズに関する実態調査について」でございます。

都立図書館の潜在的利用者層のニーズを調査し、求めるサービスや資料群、今後期待する図書館像等について把握し、その結果を今後の都立図書館の運営等の改善のための基礎資料とすることを目的として、平成30年度以来4年ぶりにウェブアンケートによるニーズ実態調査を行いました。第30期東京都立図書館協議会定例会において、非利用者アンケート調査について質問がありましたため、概要を記載しました。ご説明は省略させていただきます。

自己評価に関する説明は、以上でございます。

【野末議長】 ありがとうございます。

それでは、冒頭にありましたように、この自己評価については協議会の意見を付して公表することになっておりますので、委員の皆様からご意見をいただきたいのですが、多分時間があまりないので、どうしますか。

この場で口頭でお時間の許す限りいただいて、不足するところは、また宿題を出してよろしいですか。どんな形でも結構ですので事後的に事務局にお送りいただくと。

では、この場でご意見、あるいはその前提となる質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。皆さん、宿題のほうに気持ちが傾いている状態ですかね。

これの公表はいつになりますか。

【企画経営課長】 12月です。

【野末議長】 12月は明日ですね。

我々が意見をお送りして、それを取りまとめていただくぐらいの時間はありますね。分かりました。

では、私の進行があまりよろしくなくて、時間がばたばたしてしまった点についておわびいたします。ご発言いただけなかった委員の皆様にもおわびいたします。

また宿題を出してしまいましたが、今日は2人の委員からのご報告について、ご意見、ご質問を事務局にお送りいただくと、それから今の自己評価についてもご意見、あるいはその前提となるようなご質問もお受けして、それはペーパーの形で取りまとめるということ

にしたいと思います。

次回もまたお二方の委員からご報告をいただくのですが、先ほどあったように事前にご質問を受けつける時間をなるべく可能な範囲で取りたいと思いますので、そこでご覧いただいてご質問をお受けして、当日は意見交換に少し時間を割けるようになっております。ただ、ご準備いただく委員の方の都合もありますので、必ず質問が受け付けられるかどうかまで保証ができないので、その点をご容赦ください。その場合は事後的に宿題が出るという可能性もあります。

委員の皆様には、進行にご協力いただきましてありがとうございます。とりわけ、ご報告いただいた新保委員、松本委員委には感謝いたします。ありがとうございます。宿題もまだありますけれども、よろしく申し上げます。

では、議事は以上となりますので、事務局にお返ししたいと思います。

【企画経営課長】 それでは、本日のご意見及びこの後のご意見を頂戴いたしまして、松本委員と新保委員のご回答などを事務局で整理しまして、議事録のご確認と併せて皆様にご確認いただき、なるべく早い時点で公開したいと存じます。

本日は野末議長をはじめ、委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして第2回定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時00分閉会

(付録)

令和6年1月31日
東京都立図書館

令和4年度東京都立図書館自己評価についてのご質問等(回答)

1 ご質問

(1) 松本委員

質問ですが、非来館型サービスの19「TOKYO アーカイブ」掲載コンテンツ数およびアクセス数ですが、ジャパンサーチからの流入はどの程度あるでしょうか。

(回答) TOKYO アーカイブでは、ジャパンサーチからの流入数をカウントする処理を行っておらず、カウントできません。

(2) 野村委員

本報告書には「新たな課題を発見した場合は速やかに改善を図る～重点的に対応が必要と認められた場合は翌年度の年次計画に反映～」とあります。

本報告が2023年10月なので、まだこれから検討ということではあるかと思いますが、2022年(令和3年度)の自己評価と比較して、依然として継続している課題などありましたら、お教えてください。

(回答) 数値比較から判断できる継続している課題としては、来館型サービスの各項目について、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っていないことが挙げられます。

対応策としては、内部検討のなかでは、「場としての機能を活かした事業の展開」として、都立図書館サービスを実際に体験したり、主体的に利用する体験を通じて、都立図書館の良さを感じてもらい、今後の利用に繋げることが重要であると考えています。

2 ご意見・コメント

(1) 松本委員

・昨年度はやむを得ない事情がありましたが、「1.入館者数(一般)」が中央図書館が387人というのはやはり非常に少ないと思います。2023年度以降、利用を活性化する方策を期待します。

(回答) 今年度(令和5年度)については、利用の活性化に向けて、企画展示、講演会、図書館ツアー、ショートセミナーなどの来館型サービスについて、新型コロナウイルス感染症拡大前と同内容、同規模で実施しています。入館者数については来年度分析

(付録)

していきたいと考えています。

- ・12 資料提供「c.学校支援」ですが、都立学校への支援ということでしょうか。貸出冊数が3年連続「0冊」とのことで、今後も継続をする予定であれば、何らかの対策が必要と感じました。例えば、学校図書館に対してニーズを調査したり、セット貸しなどをしてはどうでしょうか。

(回答) 都立図書館では、都立特別支援学校における読書・学習活動推進に寄与するため、都立特別支援学校への図書セット提供を検討中です。提供する図書は児童・生徒の障害種別や発達段階を踏まえつつ、関係部署や学校でのニーズ等も確認して選定することを考えています。提供する図書は、教職員が学校図書館蔵書の充実を考えるきっかけともしてもらいたいと考えています。